



わたしの「ごせき」と
「じゅうみんひょう」は
どうかわるの？おしえてー！

戸籍や住民票

電子化が進んでいます

八月五日からは、全国的に住民基本台帳ネットワークシステムが稼働します。また、十月十五日からは本市で戸籍のコンピューター処理が開始。より効率的な事務が行えるようになり、市民サービスが向上します。ここでは、これらの電子化に伴う変更点や大事なお知らせなどを紹介します。

住民基本台帳

コード番号を郵送します

八月五日から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働します。このシステムで全国の市区町村がネットワークで結ばれてさまざまなサービスが受けられるようになり、より便利に。

これに伴い、一人ひとりに十一けたの住民票コードが付けられます。コード番号は、八月中旬

にハガキで通知。コードについて電話などでの問い合わせには、答えられません。ハガキは大切に保管してください。

住民票コードが記載された住民票の写しは、本人または同一世帯の人のみ請求できます。なお、請求には運転免許証などの本人確認ができる物が必要です。

10月15日から

戸籍をコンピューター化

平成六年に戸籍法の一部が改正され、コンピューターで事務処理することが可能になりました。本市でも、より速く、効率的に処理できるよう、十月十五日のコンピューター化移行の準備を進めています。

コンピューター処理の利点

現在本市の戸籍は、紙にタイ

プライターで必要事項を記載した物です。また、戸籍の証明書はこの戸籍の原本をコピーして作成。そのため戸籍の作成や証明書の交付には多くの時間と手間がかかります。しかし、コンピューターで処理すると、これらの事務にかかる時間が短縮できます。